

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
どうしちよるネットキャラクター使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するどうしちよるネットキャラクター「どうしちよるん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関する手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、本会が定めたキャラクターの基本デザイン（別図）及びその展開デザインをいう。

(キャラクターの使用)

第3条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (2) 山陽小野田市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 本会ボランティアセンター登録団体がその活動において使用するとき。

(使用の承認申請)

第4条 申請者は、山陽小野田市社会福祉協議会どうしちよるネットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (5) 本会の品位を傷つけ、又はその恐れがあると認められるとき。
- (6) キャラクターを第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しない恐れがあ

ると認められるとき。

(7) その他会長が使用について不相当であると認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定による申請を承認するときは、山陽小野田市社会福祉協議会どうしちよるネットキャラクター使用承認（変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 会長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表に掲げる既定のキャラクターを使用すること。（キャラクターを変更しない縮小又は拡大による使用及び単色による使用は可）ただし、会長が特に認めた場合に限り、キャラクターを変更して使用することができる。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、本会が指示する使用条件に従うこと。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、物品等の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ山陽小野田市社会福祉協議会どうしちよるネットキャラクター使用承認変更申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、山陽小野田市社会福祉協議会どうしちよるネットキャラクター使用承認（変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。
 - 4 会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、本会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (令和4年2月25日)

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

別表（第2条関係）

・基本デザイン



・展開デザイン（随時追加）

